

チーム・シラベル会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「チーム・シラベル」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域力再生活動をより発展・充実させるために、社会・地域の課題解決や新たな価値創造に必要な情報を見極める力や目利き力などの情報リテラシーの向上を図り、公共図書館や市民活動支援施設等が市民の地域活動の情報拠点として活用されることを推進し、地域活動に関わる個人及び団体の能力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会の課題解決や新たな価値創造に必要な情報を見極める力や、目利き力などの情報リテラシーに関する取り組みの企画立案及び実施
- (2) 図書館や市民活動支援施設等の地域活動情報拠点の機能強化の支援
- (3) 地域団体及び企業、行政、大学等との連携及びその促進
- (4) 本会の活動情報等の発信に関すること。
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会は、次の各号の会員をもって組織する。

- (1) 正会員本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員本会の目的に賛同して支援及び協働するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により代表に申し込むものとする。代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会議において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員がこの会則に違反したとき又は当会の名誉を傷つける行為若しくは目的に反する行為をしたときは、会議の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く

- (1)代表1名
- (2)副代表1名以上
- (3)会計1名
- (4)その他、会議で必要と認められた役員若干名

(選任)

第12条 役員は正会員の中から選任する。

- 2 代表者及び会計は、会議において選任する。
- 3 副代表は、代表が指名する。

(任期)

第13条 役員任期は1年とし、再任を妨げない

- 2 前項の規定に関わらず、任期満了前に、事業年度が終了した後の会議において後任の役員が選任された場合には、当該会議が終結するまでを任期とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の会議が終結するまで、その任期を延長することができる。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残在期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第14条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたとき、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納管理及び決算書作成等、会計業務全般を行う。

(解任)

第15条 役員がこの会則に違反するなど役員としてふさわしくない行為があったとき又は心身の故障により職務の遂行に耐えないと認められるときは、会議の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会議

(会議)

第16条 本会は、前条の事項を実施及び決議するために会議を開くことができる。

- 2 会議は正会員をもって構成する。
- 3 本会の会議は、正会員の求めに応じ、役員が招集する。
- 4 本会の会議の議長は、代表が指名する。
- 5 本会則の改廃は、会議において行う。
- 6 本会の解散及び合併に関する決議は、会議で行う。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第17条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第19条 決算に関する書類は、毎年度終了後、会計が作成し、代表の監査を受け、会員に報告する。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(解散)

第20条 本会が解散したときに残った財産は、会議で議決したものに譲渡するものとする。

2 解散時点で負債があった場合、代表がその返済を行うものとする。

第7章 雑則

(細則)

第21条 この会則の施行に必要な細則は、会議の議決を得て定める。

附則

1 この会則は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表 田畑 昇悟

副代表 柴田 歩

会 計 美王 孝

3 本会の設立当初役員の任期は、第11条の規定に関わらず、成立の日から平成31年3月31日とする。

4 本会の設立当初の事業年度は、第 16 条の規定に関わらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日とする。